

奈良県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和七年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	辞退年月日
岡田 光裕	岡田接骨院 北葛城郡河合町大字薬井一八七	令和七年五月十四日
久禮 義剛	久礼接骨鍼灸院 香芝市磯壁七―七二〇	令和七年五月十四日
松村 雅行	松村鍼灸整骨院 大和高田市中三倉堂二丁目七一八―三	令和七年五月十六日